

福島県最低賃金が 令和4年10月6日から変わります

時間額 858円

福島県最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイト等の名称にかかわらず福島県内の全ての労働者に適用され、使用者は、その金額以上を支払わなければなりません。

最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- *精皆勤、通勤、家族手当
- *時間外、休日の割増賃金及び深夜手当
- *臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

詳しくは、福島労働局労働基準部賃金室（電話 024-536-4604）
又は各労働基準監督署へお問い合わせ下さい。

福島県最低賃金が 令和4年10月6日から変わります

時間額 858円

詳しくは、福島労働局労働基準部賃金室（電話 024-536-4604）
又は各労働基準監督署へお問い合わせ下さい。